

2023 年 6 月 6 日
みずほ銀行 国際戦略情報部

Mizuho Country Focus

【グローバル】GloBE ルールの概要および今後の投資優遇制度への影響

【要旨】

- ◆ デジタル化や企業の多国籍化等、世界経済が大きく変化している中、OECD と G20 諸国は新たな BEPS 包摂的枠組み (Inclusive Framework、以降 BEPS2.0) を設けており、現在 135 を超える国・地域が BEPS2.0 の新制度への参加に合意している
- ◆ BEPS2.0 は 2 つの柱で構成されている。Pillar One (以降、「第 1 の柱」) は、多国籍企業グループの利益の一定割合の課税権を市場国・地域に再分配する制度である。Pillar Two (以降、「第 2 の柱」) は、多国籍企業グループの軽課税国・地域への利益移転を抑えるために世界共通の最低法人税率を導入する仕組みである。第 2 の柱は主に GloBE ルールで構成されている
- ◆ BEPS2.0 の対象企業は、上記への対応準備が必要。また、従来税制優遇や外国直接投資 (FDI) に注力してきた国・地域では、BEPS2.0 の影響を受けて今後 FDI 施策や優遇制度が見直される見込み

1. はじめに: BEPS2.0 の概要

BEPS2.0 はデジタル化や企業多国籍化等より生じた税制の不整合を調整するための仕組みである

各国・地域の税制不整合によって生じた隙間を塞ぐため、税源浸食と利益移転 (BEPS) 対策はこれまでも導入されていた。しかし、デジタル化や企業の多国籍化等、世界経済が大きく変化している中、新たな隙間や課題に対応すべく、経済協力開発機構 (OECD) は 2021 年 7 月 1 日に国際税制改革のプロジェクト (現在の BEPS2.0) を発表した。以降、数回にわたってコメントリーやガイドライン等も発表されており、現時点では 2023 年 2 月 2 日にリリースされたテクニカルガイドラインが最新のものとなっている。

BEPS2.0 は 2 つの制度で構成されている。第 1 の柱は、多国籍企業グループの利益の一定割合の課税権を市場国・地域に再分配する制度である (図表 1)。第 2 の柱は、多国籍企業グループの軽課税国・地域への利益移転を抑えるため、世界共通の最低法人税を導入する仕組みである。第 2 の柱は主にグローバル税源浸食防止 (GloBE) ルールで運営されている。

【図表 1】BEPS2.0: 第 1 の柱の概要

対象企業	連結売上高 200 億超ユーロ、(課税前) 利益率 10% 以上の企業
制度概要	子会社や支店等、物理的な存在の有無にかかわらず事業活動を行って利益を出している市場国・地域に対して一定の課税権を再配分。課税額は別途定められた計算式によって決定される

(出所) OECD、各種公開資料より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

2. 第 2 の柱: GloBE ルールおよび国際最低法人税

第 2 の柱は主に GloBE ルールで構成されており、世界共通の最低法人税率を導入するものである

第 2 の柱は、法人税率の国際的な引き下げ競争に歯止めをかけ、各国・地域の課税ベースの確保および多国籍企業グループの軽課税国・地域への利益移転を抑えるため、最低法人税率 15% を世界共通の基準として導入するものである。第 2 の柱は主に GloBE ルールで構成されており、GloBE ルールの概要は次の通りである (図表 2)。また、本稿は執筆時点での公開情報を踏まえて作成したもので、今後制度の詳細変更の可能性がある旨をご留意いただきたい。

【図表 2】BEPS2.0:第 2 の柱の概要

対象企業		直近 4 期分のうち、2 期分以上の連結売上高が 7 億 5 千万ユーロ以上の企業。年金基金、非営利法人、国際機関等は適用免除
第 2 の柱の主要条約		
GloBE ルール	所得合算ルール (Income Inclusion Rule、IIR)	各国・地域の実効税率を計算し、企業グループが事業活動を行うすべての国・地域に対する税負担が最低税率である 15%に達するまで「トップアップ税額」が課される。IIR はトップダウン方式で適用されるため、最終親会社 (Ultimate Parent Entity、UPE) が計算者・納付者となる
	軽課税支払ルール (Undertaxed Payments Rule、UTPR)	IIR が導入されていない(課税できない)場合、適用される補完ルール。UTPR が導入されている国・地域に所在する会社に対してトップアップ課税が行われる
	適格国内ミニマムトップアップ税 (Qualified Domestic Minimum Top-up Tax、QDMTT)	QDMTT の導入は任意であり、導入する場合、国内法によって最低法人税率課税制度を定めることになる。QDMTT の導入によって、所在地でトップアップ税を支払い、他国・地域の IIR や UTPR を補完することになるため、連結ベースのグループ全体の実効税率は 15%となる。また、QDMTT は国内法で規定されるため、実務上は他の GloBE ルールとの相違の有無に、留意が必要
その他	租税条約の特典否認ルール (Subject to Tax Rule、STTR)	利子、ロイヤリティおよびその他特定の支払いに対する名目税率が、最低税率である 9%を下回る場合に、差額が徴収される制度

(出所)OECD、各種公開資料より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

GloBE ルールの詳細や整備を進めているものの、合意した国・地域の一部の国内法(例えば米国の GILTI 制度や日本の CFC 制度等)との関係性やその取り扱いについての詳細は未定。

3. 各国・地域の GloBE ルール適用時期

国・地域によって適用開始時期が異なるため、多国籍企業は税制対策の準備を急ぐ必要がある

現時点では、135 を超える国・地域が GloBE ルールの導入に合意した一方、各国・地域の適用開始時期は異なっている。例えば、英国、欧州の大半、韓国、日本は 2024 年からの適用開始を発表している。一方、シンガポール、香港、マレーシア、タイは 2025 年 1 月 1 日以降の適用を発表。後者は、多くの多国籍企業グループの地域統括会社の所在地でもある。

GloBE ルールの適用開始時期が異なることによって、対象企業グループは、税務上生じる差異の対策を考えなければならない。例えば、最終親会社は日本であり、シンガポールもしくはタイに地域統括会社を置いている企業グループの場合、2024 年より IIR の対応を実施し、2025 年以降 QDMTT への切り替えを検討する必要がある。各国・地域政府からすれば、2025 年以降の QDMTT 適用開始によって、既に IIR 対応済の企業グループの税収入を取り逃す可能性がある。

また、本稿執筆時点では米国、中国、タックスヘイブン諸国・地域は GloBE ルールの適用についてまだ発表していない。

4. GloBE ルールの導入:ASEAN 諸国の優遇制度への影響

ASEAN 諸国は税制優遇制度で投資家を誘致しているため、GloBE ルールの導入によって優遇制度の見直しが必要

GloBE ルールの導入によって税制優遇制度が大きく変化する可能性が高い。ASEAN 諸国、特にシンガポール、マレーシア、タイは、海外直接投資 (FDI) の呼び込みに注力しており、従来まで法人税の減税や免税等の税制優遇制度を打ち出していた。これらの優遇制度は GloBE ルールの最低法人税率である 15%をはるかに下回るため、GloBE ルールの適用後に多国籍企業はトップアップ税を支払う義務が発生する可能性が高い。そのため、ASEAN 諸国の政府は GloBE ルールの適用によって従来の優遇制度が大きく影響を受けることを予測し、優遇制度の見直しを検討している。

シンガポール政府は、2023 年度の予算案の中で「シンガポールの競争力を維持するため、FDI の呼び込みに引き続き注力すべく、現在の優遇制度を幅広く見直しおよび改正する」と発表した。シンガポールのように FDI に依存している国・地域は、先発の他国・地域の運営を注視してから優遇制度を更新するため、GloBE ルールの適用を 2025 年に遅らせていると考えられる。今後、税制以外の優遇策が打ち出されるかに注目が集まっており、専門家は補助金や控除の活用等の優遇策を予測している。既に今まで「脇役」であった税制以外の優遇策を導入している国・地域もあり、例えばタイでは駐在員のビザ取得の短期化や取得支援を提供している。

5. まとめ:国際事業戦略の再考察

国際税制の変化
に応じて、多国籍
企業は今後の国
際事業戦略を見
直すべき

BEPS2.0 は複雑であり、世界中に影響を及ぼすため、企業・政府ともに慎重に対応を進めている。FDI に多くを依存している ASEAN 諸国は、拙速に目の前の歳入を得るよりも、2024 年に実際に GloBE ルールが運営される様子を見てから、2025 年に適用を始める動きを取っている。

BEPS2.0 の対象条件に適合せず、GloBE ルールに影響されない企業も存在しているため、税制優遇が完全になくなることは想定されにくい。今後、優遇制度の条件やメリットは多様化し、税制とそれ以外の優遇策が合わさったパッケージが主流になる可能性が高いと考えられる。

最後に、企業は国際事業戦略を計画する上で、税制優遇以外の要素も重要であることを忘れてはならない。優遇制度は期間限定であるため、各種規制の透明性、インフラ整備の高さや人材等、事業拡大のベースとなる様々なビジネスの諸条件を考慮することが必要となる。特に近年のグローバルサプライチェーンや国際政治情勢の変化に応じて、各投資国・地域の投資環境を見直し、包括的な国際事業戦略を再構築することが重要である。各国・地域の政府も、自らの国際競争力を高めるため、世界経済の環境に応じて税制優遇制度を打ち出すことが期待されている。

以上

© 2023 株式会社みずほ銀行

本資料は金融ソリューションに関する情報提供のみを目的として作成されたものであり、特定の取引の勧誘・取次ぎ等を強制するものではありません。また、本資料はみずほフィナンシャルグループ各社との取引を前提とするものではありません。

本資料は当行が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当行はその正確性・確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。本資料の著作権は当行に属し、本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当行の書面による許可なくして再配布することを禁じます。